

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援

税や保険料の猶予・減免

税や保険料の納付が困難な場合は、次の制度を利用できます。詳しくは各担当にお問い合わせください。

市税の猶予

申請をすると原則1年間、徴収の猶予を受けられます。期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

☎収入課 74-5489

国民健康保険税・介護保険料の減免

次の要件を満たす場合、申請をすると保険税・保険料が減免されます。※申請には収入を証明する書類が必要です

対象となる保険税(料)

平成31(令和元)年度分と令和2年度分、令和2年2月1日～3年3月31日が納期限(特別徴収は対象の年金の支払日)の保険税(料)

国民健康保険税の減免対象

- ①主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症で死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②感染症の影響で主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯

◇事業、不動産、山林、給与のいずれかの収入が前年に比べて3割以上減少する見込み

◇前年所得の合計額が1000万円以下

◇減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下

介護保険料の減免対象

①第1号被保険者で、属する世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症で死亡または重篤な傷病を負った人

な傷病を負った人

②第1号被保険者で、属する世帯の主たる生計維持者に収入の減少が見込まれ、次の全てに該当する人

◇事業、不動産、山林、給与のいずれかの収入が前年に比べて3割以上減少する見込み

◇減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下

減免の割合

- ①の世帯・人 全額免除
- ②の世帯・人 一部減額(前年所得の合計額により異なる)

☎収入課 94-4728(国民健康保険税)

国民年金の免除制度

次の要件を満たす場合、申請すると保険料の納付が免除(全額・4分の3・半額・4分の1)または猶予されます。詳しくは担当か平塚年金事務所(☎22-1515)にお問い合わせください。

対象 感染症の影響で令和2年2月以降に収入が減少し、今年中の所得が一定基準以下になると見込まれる第1号被保険者

☎保険年金課 94-4520

市独自の給付、支援

小規模事業者臨時給付金

感染症の影響を大きく受けている小規模事業者を支援するため、一律10万円を支給します。要件や申請方法など詳しくは、担当か市ホームページでご確認ください。

対象 市内の事業所で事業を営み、4・5月いずれか1カ月の事業収入が前年同月比で20%以上50

%未満減少し、6月1日時点で国の持続化給付金の支給対象でない小規模事業者

締切り 7月31日(金)※消印有効
☎中小企業等金融相談窓口(商工観光課内) ☎92-1113(平日の午前9時～午後5時)

ひとり親家庭などへの臨時特別給付金

児童扶養手当の受給世帯に、市から一時金を支給します。申請は不要です。対象世帯には6月12日付けでお知らせを送付しています。給付金は7月10日(金)に支給する予定です。

支給額

- ◇対象児童1人 4万円
- ◇対象児童2人 4万9000円
- ※3人目以降は1人につき5000円を加算

☎子育て支援課 94-4633

就学援助の進要保護世帯への生活支援

小学校の就学援助の進要保護世帯に、4～6月分の給食費相当額を支給します。対象世帯には各学校を通じてお知らせします。

支給額 子ども1人につき月額4250円(1年生の4月分は1300円)

☎学校教育課 74-5168

最新の情報は、くらし安心メールで配信するほか市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に伴うさまざまなお知らせ」からもご覧になれます

くらし安心メール登録はこちらから

市ホームページ

保険に関するお知らせ

保険証などを更新します

70～74歳の国民健康保険に加入している人へ

毎年8月1日を基準日として国民健康被保険者証(兼高齢受給者証)の一部負担割合を判定します。新しい保険証は7月中旬に送付しますので記載内容をご確認ください。75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している人へ

8月から保険証が新しくなります。7月中旬に新しい保険証(水色)を簡易書留で送付します。限度額適用・標準負担額減額認定証が限度額適用認定証をお持ちで、8月以降も対象となる人には、併せて新しい認定証を送付します。

負担割合が変わる場合があります

一部負担割合が3割(現役並み所得者)と判定された人で、同一世帯の平成31(令和元)年中の合計収入額が一定額に満たない場合(表1参照)は、申請により2割または1割になります。対象者には「基準収入額適用申請書」を送付しますので、担当へ提出してください。

7月中旬に納税通知書などを発送します

令和2年度の第4期以降分の国民健康保険税(本算定)納税通知書を送付します。後期高齢者医療制度に加入している人には、後期高齢者医療保険料の本算定通知書を送付します。

国民健康保険税の改正

軽減判定基準額の変更 国の制度改正に伴い、加入者ごとかかる均等割額、世帯ごとかかる平等割額に対する5割、2

軽減の判定基準となる所得額が引き上げられ、対象となる世帯の範囲が拡大しました。

課税限度額の変更

医療給付費分の課税限度額が61万円から63万円、介護納付金分が16万円から17万円となり、限度額の合計が99万円になりました。※後期高齢者支援金分(19万円)の変更はありません

後期高齢者医療保険料の改正

保険料率は、医療給付費の見込みに基づき2年ごとに見直しが行われます。改正後の保険料率は、均等割額 4万3800円、所得割率 8.74%です。

軽減判定基準額などの変更

◇5割、2割軽減の判定基準となる所得額を引き上げ、対象となる世帯の範囲を拡大しました
◇8割、8.5割軽減の対象だった区分の軽減割合を、それぞれ7割、7.75割軽減に引き下げます
☎保険年金課 94-4728(国民健康保険) 94-4521(後期高齢)

低所得者の介護保険料を引き下げます

低所得者の介護保険料の負担軽減を強化します。対象は保険料段階の第1～3段階です(それぞれの料率と保険料は表2参照)。
※4～12段階の料率(保険料(年額))に変更はありません

本算定通知書を送付します

今年度の住民税(市・県民税)の課税状況に基づき計算された本算定通知書を、7月中旬に送付します。
☎介護高齢課 94-4722

(表1) 一部負担割合の判定基準

	後期高齢者医療制度の加入者数		収入の合計
	1人	2人以上	
後期高齢者医療制度(1割負担)	1人		383万円未満
	2人以上		520万円未満
	1人(その他に70～74歳の人がいる)		
国民健康保険高齢受給者証(2割負担)	70～74歳の国民健康保険加入者数		収入の合計
	1人	2人以上	
	1人		
	2人以上		
	1人(その他に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人がいる)		520万円未満

(表2) 第1～3段階の介護保険料

()内の数値は平成31(令和元)年度

段階	対象者	料率	年額
1	◇生活保護受給者 ◇老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の人 ◇本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.300 (0.375)	1万8720円 (2万3400円)
2	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	0.500 (0.575)	3万1200円 (3万5880円)
3	本人および世帯全員が住民税非課税で、第1・2段階対象外の人	0.700 (0.725)	4万3680円 (4万5240円)

※各段階の年額保険料は、基準額(年額6万2400円)に各料率を乗じて得た額(10円未満切捨て)です